

平成30年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成30年9月10日（月曜日）

○議事日程

平成30年9月10日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	行 重 延 昭 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	教	育	長	杉山	一	茂	君															
代表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	末	吉	正	幸	君								
総	務	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部	長	熊	野	博	之	君							
生	活	環	境	部	長	岸	本	敏	夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大	田	稔	君					
健	康	福	祉	部	長	林		慎	一	君	産	業	振	興	部	長	赤	松	英	明	君					
土	木	都	市	建	設	部	長	友	廣	和	幸	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	佐	甲	裕	史	君
入	札	検	査	室	長	内	田	和	男	君	会	計	管	理	者	吉	富	博	之	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	内	田	健	彦	君	監	査	委	員	事	務	局	長	梶	山	範	雅	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	江	博	文	君	消	防	長	田	中	洋	君				
教	育	部	長	原	田	み	ゆ	き	君	上	下	水	道	局	長	河	内	政	昭	君						

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

○議長（松村 学君） 開会に先立ちまして、このたびの台風21号及び北海道胆振東部地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。いまだ被害の全容が明らかになっておりませんが、一刻も早い復旧を心からお祈りいたします。

ここで、このたびの災害により、お亡くなりになられた方々を悼み、黙祷を捧げたいと存じます。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（松村 学君） お直りください。御着席を願います。

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、山田議員、7番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

これより質問に入ります。最初は、17番、久保議員。

〔17番 久保 潤爾君 登壇〕

○17番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。通告に従いまして、平成29年度決算を受けての財政運営についてお尋ねいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

防府市の平成29年度決算において、実質収支は約12億1,100万円の黒字でしたが、1年間でのプラス要素・マイナス要素を考慮して算出される実質単年度収支については、約11億3,800万円の赤字となり、4年連続の赤字計上となりました。

赤字の額も前年度に比して約5億8,000万円増えており、市の貯金に当たる財政調整基金の残高は、平成28年度末と比較して約11億5,000万円減り、平成29年度末現在で約36億9,000万円となっています。

12月議会でも述べましたが、実質収支とは自治体の決算指標として用いられるもので、歳入から歳出を差し引いた上で翌年度に繰り越すべき財源を控除して算出されるものですが、年度途中で前年度の剰余金の繰り入れが行われ、これによって歳入が増加します。

このように前年度の影響を受けた結果の数値であり、一般的な企業の決算数値がその年のいわば成績をあらわすのに対し、自治体の決算指標である実質収支の額は、1年間の成績というよりは自治体のこれまでの収支の累積をあらわすものであると言えます。

また、歳入において、防府市では、近年、当初予算の編成時に財政調整基金から多額の繰り入れが行われております。財政調整基金がある間は、それを繰り入れることによって実質収支が赤字にならないようにするやりくりができますので、実質収支の黒字のみをもって財政が健全であるということはいえないと思います。

これも12月議会で指摘しましたが、地方自治体の財政状況の厳しさが言われる中、実質収支が赤字になった自治体は、平成28年度においてはありませんでした。

私見ではありますが、自治体の1年間での財政運営の結果を見るには、最初に述べたとおり、実質収支にその年のプラス要素・マイナス要素を加味した実質単年度収支も合わせて考えるべきであると思います。

この数値が二、三年程度連続で黒字になり、三、四年に一度程度で赤字になるようになって、なおかつ実質収支が黒字である場合に、はじめて健全な財政運営ができていると言えるのではないのでしょうか。

防府市において、実質収支が黒字であるのに財政状況が厳しいというのは、実質単年度

収支が4年連続赤字になり、毎年、財政調整基金を大きく減らしていることがその要因であり、29年度末の財政調整基金残高、約36億9,000万円という金額は、これまでどおりに年度当初に約10億円から20億円程度を繰り入れる予算編成を行い、29年度と同じような決算が続けば、3年後には現在と同規模の予算が組めなくなるおそれがある残高です。

また、自治体財政の自由度をあらゆる経常収支比率も5.2ポイント上昇というよりは悪化し99.2%となり、財政の硬直化も進んでおります。経常収支比率が100%を超えると、恒常的に必要な経費が収入で賄えないことになり、そうなる前に、何かしらの方策を講ずる必要があるのではないかと考えます。

実質収支は黒字で、健全化判断比率も健全とされる数値となっていますが、実質単年度収支の赤字に伴う財政調整基金の減少、経常経費の増大に伴う経常収支比率の悪化は、持続可能な財政運営に対して、危機的な状況の一手手前なのではないかと認識しております。

執行部におかれましても、同じような危機感を持っておられるはずであり、今年度決算以降において、財調の繰り入れによらない歳入の拡大、歳出の削減に努められ、実質単年度収支の黒字化、または赤字額の大幅削減を目指して財政運営を行っていかれることと思われまます。さまざまな手法を検討し、実施されることとは思いますが、現状の分析と今後の方針についてお尋ねします。

1点目、平成29年度決算の実質単年度収支が約11億3,800万円の赤字となった主な要因はなんでしょうか。

2点目、4年連続の実質単年度収支の赤字計上、経常収支比率の悪化という状況をどのように捉えておられますか。

3点目、今年度以降は実質単年度収支の黒字化、または赤字額の大幅な削減を目指していかれるのでしょうか。

4点目、年度当初に多額の財政調整基金を繰り入れて予算編成を行う現在の手法をどう評価されておられるのでしょうか。

以上、4点について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の平成29年度決算を受けて、詳細な分析をされての財政運営についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の実質単年度収支が約11億3,800万円の赤字となった要因は何かと、2点目の4年連続で実質単年度収支の赤字計上、経常収支比率の悪化という状況をどのよ

うに捉えているのかとの御質問につきましては、関連がございますので合わせて御答弁させていただきます。

まず、実質単年度収支の赤字についてでございます。

このような状況を招いた大きな要因でございますが、歳入が市税や地方交付税等の一般財源が伸び悩む一方で、歳出は高齢化の進展等による社会保障費の増や、また、地方創生の諸施策に積極的に取り組んだことなどにより、大幅な歳出の増となったためであります。

実質単年度収支の推移につきましては、平成25年度は約9億1,000万円の黒字でございましたが、平成26年度以降、4年連続の赤字となり、その額は、平成26年度は約1億1,000万円、27年度は約3億5,000万円、28年度は約5億6,000万円、そして、29年度は御指摘のとおり約11億4,000万円の赤字と年々増加を続けており、毎年度を基金の取り崩しで対応をしており、大変厳しい状況となっております。

次に、経常収支比率の上昇についてでございます。

比率に及ぼす影響でございますが、分子に当たる歳出の主な性質ごとの一般財源を、平成25年度と平成29年度で比較しますと、人件費につきましては約2億4,000万円の減となった一方、扶助費につきましては約10億円の増、物件費につきましては約6億7,000万円の増、繰出金につきましては約3億2,000万円の増、公債費につきましては約1億5,000万円の増となっております、比率の悪化に大きく影響しております。

歳出全体としましては、経常経費に充当される一般財源の増加が続いており、特に平成29年度につきましては、前年度から約9億7,000万円の増、平成25年度と比較しますと約21億円の大幅増となっております。

また、分母に当たります市税や地方交付税等の経常一般財源に臨時財政対策債を加えました歳入の動向につきましては、平成25年度と平成29年度を比較しますと約3億5,000万円の伸びにとどまっております。

経常収支比率の推移につきましては、平成25年度に91.7%であり、県内13市平均90.5%と比較しますと1.2%の若干上回る状態であったものが、その後上昇を続け、平成29年度においては99.2%となり、13市平均の94.5%を4.7%も上回る水準となっております、県内の他市と比較しても非常に硬直化が進んだ状態となっております。

以上、述べてまいりました実質単年度収支と経常収支比率からいえることは、歳入が伸び悩む中で経常的に行っているサービスに対する支出が大幅に増加しており、結果として、大幅な歳出超過となり、収支の調整のため、多額の財政調整基金の取り崩しが続く厳しい

財政状況になっているということでございます。

次に、3点目の今年度以降は実質単年度収支の黒字化、または赤字額の大幅な削減を目指すのかと、4点目の年度当初に多額の財政調整基金を繰り入れて予算編成を行う現在の手法をどう評価しているのかとの御質問でございますが、関連がございますので合わせて御答弁させていただきます。

年度当初に限らず、連続して財政調整基金からの多額の繰り入れに頼る予算編成は、基金の枯渇、将来の財政破綻にもつながることからも、適切な財産運営ではございません。

全庁を挙げて予算編成の見直しは急務であります。来年度以降の予算編成においては、歳入歳出構造の改善に取り組むことで少しでも財政調整基金からの繰り入れの圧縮を図り、実質単年度収支の改善につなげていきたいと考えております。

現在の本市の財政状況を改善するに当たりましては、地方財政を取り巻く環境が不透明なことも相まって相当な努力を要しますが、私みずから先頭に立ち、職員一丸となって財源の確保に努めるとともに、既存事業のゼロベースからの見直しを行い、議員の皆様のご協力も賜りながら、4年間の任期中に持続可能な行財政基盤の確立にめどをつけられるよう取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。実質単年度収支が4年連続赤字計上ということもさることながら、その額が年々増大しているという状況に厳しさを感じておられるとの御答弁でした。私も同感であります。

経常収支比率の悪化については、人件費について削減の努力をされている一方、その他の義務的経費の増大、歳入の伸び悩みがその主な要因であるとの御答弁であったかと思えます。職員の削減など、行財政改革に積極的に取り組まれてきたにもかかわらず、経常収支比率が大幅に悪化していることに改めて危機感を感じております。

財調からの繰り入れに頼る財政運営は適切ではないとの御答弁がありました。私も基金の枯渇という状況が訪れることを恐れております。御答弁にありましたように、市長が強いリーダーシップを取られて、持続可能な財政基盤の構築に御努力いただきたい旨を要望しておきます。よろしくお願いいたします。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、29年度決算において、法人市民税、これが約5億円の減収となっております。一方で平成29年度の企業収益は過去最高水準であるということが報道されておるわけですが、そのような状況にもかかわらず、大きな法人市民税の減収となっている、

この原因は一体なんですか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、市内には大小さまざまな法人がござまして、決算の月も3月、9月、12月などさまざまでございます。

この中で12月決算の法人は29年度決算を12月末に行い、同一年度——29年度中に市に申告納税をしていただいておりますが、これが3月決算の法人の場合、市への申告時期が年度をまたいだ5月になりますので、市に納税していただく平成29年度の法人市民税は前の年度、平成28年度の決算に基づくものとなります。

このように一部の法人につきましては、好調であった平成29年度の業績ではなく、円高等の影響のあった平成28年度決算に基づく納税になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございます。了解いたしました。

ということは、今年度決算において、29年度の好調な業績に基づいた法人市民税が入ってくるという理解でよろしいですね。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 3月決算の法人につきましては、今年度に入ってくるということになります。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） わかりました。ありがとうございます。

なお、執行部からいただいた成果報告書には法人市民税の前年比22.1%の減少について、企業業績の低迷により減収となったとだけございます。今後は今のような御説明も併記していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

今の御答弁で少し安心したわけですが、ただ、29年度においては、大幅な法人市民税の減収という事実は変わりません。この減収額については、基準財政収入額に算入されると思いますが、今後の地方交付税において、減収に見合うような地方交付税の増額というのは望めるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

法人市民税の基準財政収入額への算入方法でございますが、算定年度の収入につきましては、前年度実績に一定の率を乗じて推計するとともに、過去3年間分の税収について、

各年度の普通交付税算定に用いた推計値と実際の収入額との差を清算する仕組みとなっております。

したがって、実際の税収が交付税算定における推計値とずれを生じている場合でも3カ年かけて調整されますことから、最終的には普通交付税に適正な算入がされておることになります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） ありがとうございます。適正な算入が行われるとのことでした。

ただ、近年、トップランナー方式の採用などに見られるように、国においては地方交付税の総額を抑制する方向に舵を切っているのではないかと感じることがあります。地方交付税についてはその動向を注視されて、また、池田市長におかれましては、地方交付税が自治体の現状にあった適正な算定が行われるよう、そのパイプを生かして国に働きかけていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、財政調整基金について伺います。本会議初日にも同様の質問がありましたが、改めて伺います。

一般に、財政調整基金の残高は標準財政規模の10%程度が適正と言われていますが、執行部も同様の見解をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

財政調整基金は予算編成時の年度間財源調整だけではなく、予算編成時点で想定できなかった景気変動による歳入の減や、災害に対応する歳出の増など、解消しがたい収支に関する問題が生じた場合に活用することも想定されております。

本市の場合、標準財政規模の10%程度は約23億円でございますが、近年、大規模災害が頻発していることや本市が財政状況の改善を図る状況にあることを考えますと、23億円では十分な残高ではないと考えております。

また、本市では23億円を上回る約37億円の財政調整基金残高がございまして、近年の取り崩しの状況が続けば、近い将来、基金は枯渇することにもなりますので、財政健全化を急がなければならないと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） ありがとうございます。現在の残高では少し心もとないん

じゃないかという御答弁だと思いますけど、私も同感でございます。

現在、歳入の増加を図るにしても、少子高齢化という厳しい状況で先行き不透明なことに加えて、歳出については、先ほど市長の御答弁にもありましたが、経常経費の推移について、年々これが確実に増加しております。不測の事態に備えるために十分な財調残高を確保することは、今後の自治体財政運営において肝要なことであると思います。

先ほど標準財政規模の10%と申しましたが、これはルールではありません。また、明確な定義があるわけでもありません。20%が適正という方もおられます。今後の財政状況を考慮して、防府市としてはどのくらいの額が適正であるかということをしかりと考えていただきたいことを要望しておきます。

次に、今後の方針についてお尋ねいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、10月からの新年度予算編成までに、毎年、財調の繰り入れに頼り、その残高を減らしている状況を立て直すための方針、方策を立てる必要があると思いますが、現時点で執行部が考えている方策にはどのようなものがあるのでしょうか。よろしくお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、現在の財政状況の改善を図るためには、歳出削減と歳入増を図り、財政調整基金の繰り入れを圧縮する必要があります。

現時点での歳入増に向けた取り組みといたしましては、市税の徴収率の向上や適切な滞納整理の実施、遊休財産の活用や単市事業で実施している事業について、国事業や県事業への切りかえ、国事業・県事業の補助を使うなど、活用できるもの全て利用して増収を図ってまいりたいと思います。

また、歳出削減に向けた取り組みといたしましては、既存事業の全てについて、費用対効果が十分できているか、事業を行う必要性が薄れていないか、サービスの対象や水準が妥当であるか、事業実施の年度間調整を図れないか、また、実施方法を見直すことにより経費削減ができないかなど、さまざまな検討をゼロベースでの見直しにより取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） ありがとうございます。さまざまな手法を使われて、財調からの繰り入れ圧縮のために取り組んでいかれるとの御答弁だったかと思います。

るるいろいろと方策を説明されて、一つ一つ聞いていくと時間がなくなりますので1つ

だけお聞きしますが、市税徴収率の向上ということを最初に言われましたが、防府市の市税徴収率、今年度の成果報告書によりますと96.6%とかなり良好な数値だと思います。もちろん理想を言えば100%の徴収率を目指すべきだとは思いますが、ここを強化しても、わかりやすい言い方をすれば身入れが少ないように思うんですけれど、これはどのくらいの効果が見込めるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

税収が約170億円ですので、例えば徴収率が0.1ポイント向上すると税収は1,700万円の増ということになります。

以上です。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） 一応1,700万円ということで、こういったものをほかにもいろいろ積み重ねていって改善していかなければならないとは思いますが。

ただ、やっぱり十分に頑張っておられるんで、いざ歳入の強化に取り組もうと思っても、もう余地がないぐらいに頑張っておられるんだということも改めて感じるところでございます。ありがとうございました。

続きまして、12月議会において、財政状況について市民にわかりやすい、端的な表現を検討していきたいという旨の答弁をいただきました。29年度決算も最初申しましたとおり、実質単年度収支が赤字ということ、しかも大幅な赤字ということで、この状況を市民に正しく理解してもらう必要があるかと思いますが、どのような周知を行っていくのかお教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

まず、市民の皆様目に触れる機会の多い市広報につきましては、例年10月15日号に掲載しております決算額等の情報に、新たに実質単年度収支や経常収支比率などの財政指標を加え、財政状況の説明がわかりやすい表現となるよう見直しを行ってまいります。

また、財政課ホームページに掲載しております普通会計の決算概況や成果報告書におきましても、実質収支、実質単年度収支、財政調整基金の残高の推移が一目でわかるよう内容を変更しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。歳入の増加等はとも

かく歳出の削減のために事業見直しということになると、市民の財政状況への理解と市政への参画が不可欠であるのではないかと考えます。

市民の皆様が市政のかかわり方について考えるきっかけとなるような、そういった内容のものを作成していただきたいということを要望しておきます。

次に、市長にお尋ねいたします。今回の9月議会の本会議初日に、決算認定議案の説明において、市長は財政の健全化に努めてまいりますということをおっしゃいました。ところが、別に報告されております監査委員会が出されている審査意見書を見ますと、健全化判断比率等の数値は健全な状態であるわけです。

財政についてよくわからない素人の視点で考えると、非常にわかりにくいわけです。健全化判断比率に関しては数値はいいですと、実質収支も黒字ですと。しかし、財政の健全化に努めてまいりますと。

市長にとって健全な財政運営というのはどのような運営を言われるのかお教えてください。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） まず、財政の健全化比率でございますけれども、この比率は地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものがございます。収支や負債の状況を元に算定されるものであって、この指標に問題が生じる財政状態とは、住民に対する安定的な公共サービス提供に重大な支障を生じる状況であります。現在、是正を求められる数値の団体は、全国的にもほとんどないような状況となっております。

次に、私にとっての健全な財政運営とはどのようなものかとお尋ねでございますが、一言で申し上げますと、財政調整基金から恒常的な繰り入れを要しない、言い換えれば、基金に頼らない予算編成が行える財政運営になろうかと存じます。

しかしながら、現在の財政状況を踏まえますと、来年度予算の編成においては、歳入歳出構造の見直しにより、財政調整基金からの繰り入れの圧縮を図ることが当面の財政の目標になろうかと考えております。

なお、先ほど久保議員から地方交付税についてのお話ございましたけれども、地方の予算編成においては、市民サービスをしっかりと行うためにも、必要な地方交付税が確保されることが必要となります。

このため、必要な交付税、その総額が確保されますよう全国市長会等を通じ、あらゆる機会を通じて、国に対して要望をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、久保議員。

○17番（久保 潤爾君） ありがとうございます。地方交付税のことについても言及していただき、どうもありがとうございました。出たついでにと言っただけなんですけど、臨時財政対策債についても見直しを図るよう、国にどうぞ働きかけていただきたいと思うことでございます。よろしくお願いいたします。

今、市長が述べられました財調に頼らない予算編成、これは私も全くそのとおりだと思います。賛同いたします。

一方で、先ほど申しました財政の健全さをあらわす数値というものは、公的には健全化判断比率であるわけです。少し古いデータになりますが、平成27年度に健全化判断比率によって財政再生団体となっているのは、先ほどほとんどないと言われましたけど夕張市のみです。そして、財政健全化団体となっている自治体はありません。つまり、ほとんどの自治体が数値上は健全性を保っていると言えるわけです。

であれば、全国のほとんどの自治体が不安なく財政運営を行っているかということ、決してそんなことはありません。防府市もこの数値だけで言えば大変良好であるので、財政指標上は健全ですということは言えてしまうわけですが、執行部が実感されている財政状況とは大きく異なるのではないのでしょうか。

確かに健全化判断比率は決められたルールに基づいての数値ですから、財政の健全性を説明するときには、客観的な数値と言えるこれらの指標を用いなければならないでしょう。しかし、これらの数値が健全であることを示し得れば、持続可能な財政運営ができるかと言えば、私はノーだと思います。恐らくは市長もそうお考えであるので、決算認定の議案説明の際に、財政の健全化に努めると言われたんだと思います。

財政指標の数値が良好であることと、不安なく財政運営を行っていくことは、必ずしもリンクしません。そこが説明が難しく、非常にわかりにくい部分であることは承知しておりますが、それをわかりやすく説明し、市民の皆様や我々市議会に理解してもらうことが、市長が言われた基金に頼らない予算編成を目指すためには必要であると思いますので、引き続き執行部の御努力をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、千葉県富津市の事例を御紹介させていただきます。

富津市は人口約4万8,000人、予算規模は約170億円、標準財政規模は約110億円の自治体です。

御承知の方もおられるかもしれませんが、平成25年に、この富津市が財政破綻するかもしれないというニュースが全国に流れました。ちなみに、その年の富津市の健全化判断比率は防府市ほどよくはありませんが是正勧告を受けるような数値ではなく、実質収支も約4億5,000万円の黒字、財政力指数は0.95、経常収支比率は93.1%と、こ

れらは防府市よりもよい数値でした。そうであるにもかかわらず、財政破綻の危機が言われたのは、財政調整基金の残高が約 2 億円となり、標準財政規模の約 1.8% となったからでした。

このように、健全化判断比率の数値が基準内にとどまって、実質収支が黒字で財政力指数が悪い数値でなくとも、財政調整基金残高の減少により、実質収支が赤字になる可能性が高まり、財政破綻が懸念されることになるわけです。

この状況を受けて、富津市は識者で構成された経営改革会議を立ち上げられ、歳入の増加、歳出の削減について、具体的な方針と目標数値を掲げ、財政基盤の再建に努力をされました。

結果として、現時点の財政調整基金残高は約 22 億円となり、標準財政規模の約 20% までに回復されたそうです。

歳入の増と歳出の削減の具体的な手法を列挙しますと、先ほど部長からありましたけど、税金徴収率の向上、職員数の見直し、ふるさと納税の推進、普通建設事業の見直し、公共施設白書の作成と公共施設総合管理計画の策定、常勤特別職の給与見直し、職員手当の見直し、業務改善の徹底、議会においては定数の削減と報酬の見直し、こういうふうなことが行われています。

富津市は、これらの施策を行うことにより財政破綻を免れたわけですが、今申しましたような内容のほとんどは、防府市においてはもう実行されているんじゃないかと思います。財政基盤の安定のために取り組めることを防府市はほとんど行っており、にもかかわらず、これまでどおりの予算を組んでいったら数年後には財調が枯渇する可能性があるということです。大変厳しい状況じゃないかと思います。

仮に、ここ数年と同じような予算編成を続けて、市の財政調整基金残高が数億円程度になったときに、慌てて対策を講じようとしても効果的な対策はほとんど実行済みというようなことになり、ドラスチックな改革を断行しなければならなくなるかもしれません。標準財政規模の約 15% の財政調整基金がある今のうちから予算編成の見直し、歳入歳出構造の改善に取り組むことは非常に重要なことであると思います。

厳しい状況下ではありますが、財政通である池田市長を先頭に、執行部の皆さんが一丸となって持続可能な財政基盤の確立を目指して努力してもらいたい旨を要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、17番、久保議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、11番、牛見議員。

〔11番 牛見 航君 登壇〕

○11番（牛見 航君） 「自由民主党清流会」の牛見航です。池田市長が就任されて初めての一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

ちなみに、私は所属する会派の中で、主に爽やかでユーモアのある部分を、そして、スマートな部分を担当しております。会派のイメージアップはもちろんですが、防府市議会のイメージアップのため、文字どおり荷が重いことではございますが、防府市民の皆様、防府市で働く皆様のためにも、本会議も建設的で明るい、そして、前向きな質問をさせていただこうと思いますので、執行部の皆様におかれましても、爽やかで歯切れのよい明るい答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

防府市の取り組んできた事業について、社会状況の変化などにより、恐らくここ数年でかなりの変化を生じているのではないかと思います。このたび示された平成29年度の決算の歳出について、実質単年度収支が黒字であった5年前の平成25年度と比較してどのような変化が生じているのか、性質別に分けた内訳ごとの推移を教えてください。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 歳出を性質別に分けた内訳の推移についてお答えいたします。

普通会計決算における平成25年度と平成29年度それぞれの歳出額と伸び率を順にお答えいたします。

まず、歳出総額といたしましては、平成25年度の394億9,000万円が4.5%増加し、平成29年度には412億6,000万円となっております。

次に、性質別に分けたもののうち、主なものの金額と伸び率についてでございますが、職員給与等の人件費につきましては、69億5,000万円が4.8%減少し、66億1,000万円となっております。

施設管理や物品の使用などに要する経費であります物件費につきましては、43億4,000万円が18.9%増加し、51億6,000万円となっております。

子どもや高齢者などに対する支援に要する経費であります扶助費につきましては、87億3,000万円が23.2%増加し、107億6,000万円となっております。

借入れの償還等に要する経費であります公債費につきましては、38億5,000万円が3.7%増加し、39億9,000万円となっております。

国民健康保険事業や介護保険事業などの他会計に対する支出であります繰出金につきましては、38億3,000万円が14.7%増加し、43億9,000万円となっております。

最後に、普通建設事業等に要する経費であります投資的経費につきましては、68億4,000万円が26.8%減少し、50億1,000万円となっております。順次述べてまいりましたが、特徴的な増減をいいますと、投資的経費の減少率が目立つ一方、扶助費や物件費は大きな伸び率を示していると言えます。特に扶助費については、歳出額が5年間の間に20億円以上増加し、歳出全体に占める割合も26.1%と大きくなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） ありがとうございます。社会保障費などの扶助費と物件費の金額が、この5年間で膨れ上がっている、金額が大きいことがわかりました。

まずは、物件費の金額について、以前の勉強会の中で、物件費の中に業務委託費、今のお話の中でも出てきましたが、業務委託費、図書館やソルトアリーナなどの委託にかかわる費用の増加というのも大きな割合を占めているのではないかと思います。内容の精査はもちろんでありますが、委託する企業が市外である場合もあると思います。市外にある企業への委託費を下げ、内需を最大化できる地元企業を増やす努力を今後も改めてしてほしいと、そのように考えております。

また、もう一点、業務委託費の中で、市外のコンサルタントなどに委託しているケースもあるかと思いますが、その人数と費用など、もし把握していらっしゃいましたら教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 済みません。ちょっと今全体の数値を持っていませんが、主だったもので私が今わかる範囲でお答えいたします。

物件費で委託している大きいものは、例えば、クリーンセンターの廃棄物処理場の運営管理事業の委託、そういうものとか、あと予防接種等の事業で病院に委託しているもの、そういうものとか、あと体育施設で、先ほどちょっとお話もありましたが、体育施設の指定管理による業者の委託、そういうものが大きい市外のものへの委託でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） それらも含めて、例えば私が出席したこともあります、まちづくり会議とか、そういった会議の中に出てくるような、東京のコンサルタントの方や大

学教授さんなどお迎えして、かかるものも出てくるかと思えます。そういったコンサルタントにかかる費用というものも、決して安いものではないかと考えております。

これらも、ただ市外のコンサルタントに頼っただけで、やってもらうだけにするのは余りにももったいないかと考えます。せつかく、もし委託するのであれば、職員さんの教育も踏まえたコンサルなどを重視いただきたい。また、コンサルタントにかかる委託費用を抑えて、その分を職員さんの研修費に充てるなど、委託料と比較しても、大幅に費用を抑えることができるのではないのでしょうか。

今後の防府市役所の発展のためにも、教育——職員さんの研修費の増加だとか、そういったことの増やしていくようなお考えというのは、今御所見があればお伺いできればと思うんですが。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

その前に、ちょっと先ほど、前に言いました質問でちょっと答えになっていないので訂正させていただきます。コンサルとおっしゃいましたんで、私が先ほど言いましたのは、施設の委託業者とかなんで、さっきの答弁はちょっと答えになっておりません。コンサルにつきましては、多くございます、工事とか、いろんなものに、市外の業者に委託しておるの、かなりの数があります。それと、計画ごと、庁舎建設の計画もそうですし、結構、市外のコンサル使っております。

それと、今、研修にその経費をとということなんですが、確かに、特に工事関係とかの、要はコンサルに委託していることが多いんですが、そういうことを職員が専門性を持って研修を受けて、能力向上すれば、若干の削減効果はあるのかなと思っておりますんで、今後は、研修等で職員等に、そういうコンサル料が削減できれば、そういう研修のほうに回すとかという考えもあるんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） ありがとうございます。やはり、コンサルタントの方というのは、事業が終わってしまえば、もうそれで終わりになってしまいます。やはり、防府市全体のこと、これから先のことを考えたときに、職員さんの能力の向上というのは、もう必要不可欠だと思います。そういった部分も含めて、また、研修に充てる、そして、また図書館やソルトアリーナの例になってしまいますが、外部に委託しているものを直営でもできないか、そういった視点も考えていただきながら、今後また取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの答弁の中でも、歳出の割合の中で扶助費や国保特会、介護特会などに対する繰出金などの、いわゆる社会保障費の歳出に占める割合は、ここ5年間の間に相当増えており、伸び率についてもかなり大きいとの説明でした。そういったことから、健康寿命の延伸は、今後の日本においても非常に大きな課題であり、社会消費を抑えるためにも、ましてや豊かな防府を実現する上でも取り組むべき課題であると考えます。そこで、現状の健康寿命延伸に向けた取り組みを教えてください。

また、近年の健康寿命延伸の取り組みの中で注目を集めてきております足育、足を育てると書いて、または「あしいく」とも読むそうですが、足育について取り組み内容がございましたら、あわせて教えてください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

健康寿命延伸に向けた取り組みについてでございますが、本市では、第二次防府市健康増進計画（健やかほうふ21計画）（第二次）を平成27年度に策定いたしまして、現在、市民の皆様の健康寿命の延伸、健康づくりに向けた取り組みを推進しております。この計画は、国が策定する健康日本21計画（第二次）、健やか親子21、第2次食育推進基本計画を統合し、各世代の健康づくりと食育を一体的に取り組むもので、みんなでつながり思いやる健やかなまち「ほうふ」を基本理念とするものでございます。

健康づくりを栄養・食育、歯と口の健康、身体活動・運動、日頃の健康管理、喫煙、こころの健康、つながりの7つの側面から捉え、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて、家庭、地域、学校、職域、行政が一体となって推進していくものでございます。

各世代の取り組みが全て健康寿命の延伸に向けた取り組みではございますが、壮年期から高齢期に関する市の取り組みについて御説明をいたします。

まず、生活習慣病予防対策といたしまして、成人保健事業では、各地域での健康教育、健康相談事業、健康教室を開催いたしております。事業の中から教室について御紹介いたしますと、一般市民、特定保健指導対象者に対するスリムあっぷトライ講座という教室がございまして、年6回、運動と栄養をテーマに健康運動指導士による運動、管理栄養士による講話や調理実習、保健師による健康づくりの講話が主な内容となっており、食生活改善推進員さんにも御協力をいただき、今年度1回目には21名の方が参加されておられます。

このほか、乳幼児相談時に、若い世代から自分の健康について考えるきっかけづくりの場として、20歳から30歳代のお母さん方に対し、お母さんの健康チェックコーナーを

設け、骨量測定、体脂肪測定、血圧測定を行い、管理栄養士からの栄養指導を実施いたしております。

また、市民に対する健康づくりについての意識啓発といたしまして、今年度より、市広報1日号に、健やかほうふ21計画（第二次）の特集ページを連載しており、市民の方に、あなたにとって健康とはを問いかけ、自分自身の健康づくりの推進につながるように取り組んでいるところでございます。

健康寿命の延伸につきましては、このほかにも、乳幼児期からの健康的な生活習慣の実践が重要となってまいりますので、各関係機関と連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。

次に、議員御案内の足育——あしいくの取り組みについてでございますが、日本足育プロジェクト協会によると、足育とは、足の大切さを知り、足を健康に育てることを、家庭を中心とした日常生活の習慣、特に、子育てに取り入れ実践することと定義されています。

議員お尋ねの足育についての取り組みでございますが、本市といたしましては、これまでは行ったことはございません。また、市内の児童・生徒についても、そのようなことは、取り組みは行ってはいないところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） 御答弁ありがとうございます。さまざまな体験、講座など開かれているということで、私自身も初めて知ったことも多く、勉強になりました。スリムあっぷトライ講座、目指せ！メリハリボディ、目指せ！お腹すっきり、目指せ！痩せやすい身体づくり、目指せ！代謝アップ、目指せ！シェイプアップボディ、目指せ！血管若返り、このようなすばらしい講座が開かれているということで、会派に持ち帰って、先輩議員にもお知らせしておこうと思います。

こういった講座、体験講習などございますが、これにかかわる、1講座のかかる費用とか、そういったものというのは大体でいいんですが、おわかりになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 少々お待ちください。

○議長（松村 学君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 講師の方の謝礼が、年間ではございますが、約20万円程度でございます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） ありがとうございます。非常に社会保障費の増加に向けて、健康寿命の延伸ということで、それだけの費用でいろんな病気の予防というものができんだということがわかりまして、なかなか予防に関してお金を払うということが、費用対効果としてどれだけの効果が出てくるか見えにくい部分ではございますが、そういった取り組みが、実を結んでいけばこの防府市のためにもなるんじゃないかなと思うんで、引き続き、今進めていらっしゃるような講座というのは進めていただければと思っております。

先月のことでございますが、私と橋本副議長で、全国組織である全国の若手議員が集まります龍馬プロジェクトという会がございます。その研修の中で大阪府泉大津市の取り組みを伺いました。あしゆびプロジェクトという言葉は聞かれたことがあるでしょうか。今、子どもたちの足がやばいそうです。やばいというのは扁平足、足指の変形など、足にトラブルを抱えている子どもたちが増えているということです。足のトラブルは悪い姿勢による学力の低下、骨格の歪みなどによる運動能力の低下などの引き金となります。扁平足——土踏まずは、足の裏のアーチ状のへこみのことで、現存する動物の中で、唯一人間だけが持つ構造です。土踏まずは、生まれつき備わっているのではなく、転ばずに歩けるようになる2歳ごろから足の筋肉を使うことで形成されていきます。足の指から足首、くるぶしに向かって走る何層もの筋肉が、足の骨を下から支えたり引き上げたりして三次元のアーチをつくり上げていきます。土踏まずが形成されますと、かかと、そして、親指のつけ根、小指のつけ根の3点で床を押してバランスよく立てるようになります。また、重心移動や蹴り出しの際、衝撃を和らげるクッションとしても大切な役割を果たします。土踏まずは、本来、5歳から6歳で80%から90%の子どもに形成をされます。ところが、最近はこの土踏まず形成率が年々下がり、1988年には6割未満だったものが、2008年の調査では50%を切っています。原因は、外遊びや歩いたり走ったりする機会が減ったこと、また、足の筋肉の未発達と考えられております。さらに、深刻なのは、足の指の機能の衰えです。足指には、本来開いたり閉じたり、上下させたりして、微妙に動き、全身のバランスをとる機能があります。ところが現在の子どもたちは、ほとんど足の指を使っておりません。2008年、幼稚園の年長組の子ども371人を調査した結果、足の指を全部開くことができたのは、たったの1割ほどという結果が出ております。土踏まずが形成されている子どもほど指を開ける確率が高く、扁平足の子どもの9割近くが全

く指を開けないことがわかりました。

土踏まずの引き上げにかかわる筋肉は、そのいずれも足の指につながっています。足の指をよく使うことが、これらの筋肉を引き締め、理想的なアーチをつくってくれます。逆に指を使わないと、足裏の筋肉は緩み偏平足になりやすくなります。足指の衰えと扁平足には深い関係がございます。

また、多くの子どもに親指や小指が内側に曲がっている、指が床についていない浮指、こういった指の変形が見られます。これは、子どもに限らず、大人の男性の6割、女性の7割が浮指と言われています。

指の機能の低下により、現代人の重心の位置は次第にかかと寄りになっているという報告もございます。

もともと日本人は、足のトレーニングが自然と行われていたそうです。それは和式便所や雪駄、草履、足袋などによる日本独自の文化によるものが多かったそうです。しかし、生活様式が洋式化されていく中で、トイレや履物も、革靴やスニーカーなどの洋式化が進み、子どもたちの足指機能の低下の原因に拍車をかけております。

子どもたちの話ばかりでございましたが、これは、大人はもちろん高齢者の方々にとっても非常に関係のあることです。高齢者が死に至る原因の第5位は、不意の受傷によるものとなっております。このうちの3分の2は、転倒によるものとされており、注目すべきは、転倒によって亡くなる人の約3分の2は65歳を超えることだそうです。

そこで調べたある研究結果によると、その転倒において大きなウエートを占めるのが足指機能の能力低下によるものであり、高齢者の歩行が難しくなる人のほとんどが足指機能の低下とも言われています。

健康寿命の延伸において重要なことは、歩行ができること、これは、皆さんも御理解いただけることだと思います。その高齢者の歩行において重要なのは……

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午前11時 2分 休憩

午前11時 2分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） 足指能力の維持、その足指能力を形成すること、そして、幼児期から10歳までの足育が重要であるということです。骨格の形成がほぼ完成するのは10歳までと言われております。

先日、その泉大津市の取り組みで伺ったところ、当日は、市庁舎はお休みの日だったん

ですけど、消防署に案内されました。そこに行ってみると、大きな至るところに壁紙、紙が、市長の顔とコメントが書いてありました。泉大津市では、職員の足指を鍛えるために、市庁舎内での草履や雪駄の着用を推奨しております。職員が、雪駄や草履を履いておりますが、どうか御理解くださいという文面でございます。

同市では、足の指の力を鍛えることで体幹を安定させ、正しい動作を身につけ、健康を促進するあしゆびプロジェクトを始めており、職員の草履着用もその一環ということでございます。まず職員が実施することで、市民の皆様にも、また、体幹講座、そういったものを踏まえて広げていくということです。

ちなみに、泉大津市の南出市長のお話でありましたが、その雪駄のほうも産業と結びつけて、泉大津は毛布が有名なまちだそうです。雪駄の緒の部分に毛布を使うことによって、切れ端を使うことによって産業に結びつけているということをおっしゃってございました。健康増進というのは、なかなか定着しにくい、それを産業と合わせることによって、地域に根づいていくということを強くおっしゃってございました。

また、そういった泉大津市の取り組みなどを受けて、愛知県の尾張旭市では、一般質問の中で、小学校・中学校での上履きについて言及されております。上履きをもたらす足指の足育に対する影響というものも、今いろんなところで出てきております。そちらの尾張旭市のほうでは、足袋型のシューズを用いることによって、子どもたちに足育を進めているということでございます。

ここで再質問させていただきますが、教育長。小学校・中学校、草履、いろいろなお考えがあると思いますが、この辺について、足育の観点からどのようにお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えします。

現在、本市の小学校・中学校におきまして、議員の紹介されている足育について取り組んでいるところはありません。

また、今までにおきましても、そうした要望等もございませんでした。子どもたちは、知・徳・体、いわゆる知育、徳育、体育ということで、バランスのとれた発育と申しませうか、体力づくりについても、それぞれの小学校・中学校でかなり取り組んでおりますし、扁平足等々のそうした調査はしておりませんし、また、健康診断におきましても、そうした項目は今のところございません。

ただ、いわゆる健康教育ということから考えますと、今は、はだしと申しませうか、草履を履いて、そうしたことよりも、どちらかという安全にということで、けがの防止というふうなことが、まず一番に考えられておりますので、まずは、それぞれの子どもが

それぞれの足に合ったシューズを履いて、そして、体力づくりができるような、そうした安全に体力づくりができるような取り組みをしているのではないかというふうに今思っております。

そうした十分な、私どもデータを持っておりませんので、今の現在では、そこまでしか答えることができません。お答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） ありがとうございます。先日の聞き取りの中で、小学生・中学生の扁平足とかの調査というのは、たしかできないという、プライベートか何かが原因でできないというお話でした。ちょっとその辺を詳しく教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、扁平足等の調査ができないという、そうした御質問だったかと思います。今、私ども、小学校・中学校で行っている児童・生徒の健康診断の検査項目には、学校保健安全法に指定されておまして、毎学年、定期的に行われておまして、その項目には扁平足、浮指が含まれていないということでございまして、調査したことがないということでございます。できないというふうな規程にはなっておりませんが、項目にないということでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） 泉大津市の取り組みの中では、まずは、その現状を把握するということが重要であるということをおっしゃってございました。その辺も含めて、現状、防府市民のお子様たちの足が今どういう状況なのかということも、ぜひ検討の対象に入れていただき、前向きに進めていただければと思います。

実際、泉大津市での取り組みを、VTRやいろんな角度で拝見させてもらったんですが、その中で驚いたことが、高齢者の方で3年、4年、自力で立ち上がることができなかったという方がいらっしゃいました。その方が、たった10分の足指トレーニング、足のトレーニングによって、自分の足でその10分後に立ち上がることができました。やはり、その親指の力、扁平足、そういったものを鍛えるためのトレーニングを行うことで立ち上がることができる。

先ほどお話いただきましたが、こういった講座にはお金というものはなかなか費用がかかるものではございません。かなり今回の実質単年度収支でも、厳しい財政運営を求められている防府市ではございますが、将来の健康寿命の延伸、社会保障費の増加、増えることはもうわかっているわけでございます。今、わずかな金額、そういったことを投資して

いただいて、将来の健康に向けてぜひ取り組んでいただければと思います。

以上です。

それでは、最後の質問に移ります。農道牟礼小野線について。農道牟礼小野線の現状の整備内容と費用負担の割合及び完成予定について教えてください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） それでは、農道牟礼小野線について、お答えいたします。先日の石田議員からの農道整備についての御答弁と重複いたしますが、改めて御答弁いたします。

山口県営事業により、平成6年度に整備が開始されました農道牟礼小野線は、小野鈴屋地区の主要県道防府徳地線を起点とし、牟礼地区の市道阿弥陀寺線を終点とする全長6.1キロメートルを整備する計画の路線でございます。1期地区として整備されました小野鈴屋地区の主要県道防府徳地線から、小野大橋を經由し、真尾地区の県道三田尻港徳地線までの区間は、平成16年度に供用開始されています。

2期地区として整備されました県道三田尻港徳地線から市道真尾線までの区間は、平成26年度に供用開始され、合計3キロメートルの区間が市民の皆様にご利用されているところでございます。

残りの市道真尾線から牟礼地区の市道阿弥陀寺線までの延長3.1キロメートルの区間を3期地区として整備されることとなっております。

次に、費用負担についてでございますが、このような国営及び都道府県営土地改良事業につきましては、事業採択された当時の負担割合が適用されますことから、この事業につきましては、国のガイドラインに基づきまして、国が30分の15、県が30分の11、そして、市は30分の4の負担割合で事業が進められており、今後も、各年の事業費に対し同様の負担割合で事業が進められることとなっております。

本路線は、地域農業振興への寄与はもとより、牟礼小野間の大幅な移動時間の短縮や災害時の避難道にもなるなど、本市にとって極めて重要な路線であり、全線開通によってこそ利便性の向上につながるものであり、本農道の早期全線開通について、市議会議長、副議長とともに、7月に知事に要望したところでございます。知事からは、積極的に取り組む旨の力強い回答をいただき、その後、県からは、今年の3期地区全ての実施設計、用地測量等を一括して実施する旨の連絡がありました。

今後は、山口県の山口農林水産事務所と本市で設置いたしました農道牟礼小野線整備調整会議において、県との情報共有や意見交換など、連携を一層密にし、地元の皆様にご理

解と御協力をいただきながら、円滑な事業推進を図り、計画では、2025年度の全線開通の予定と伺っておりますが、一日も早い本路線の全線開通につなげてまいりたいと考えています。どうかよろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） 心強い御答弁ありがとうございます。

先日も地域の住民の皆様とお話した中で、やはり農道牟礼小野線というのは、地域の皆さんからしても非常に関心の高いことでございます。2025年完成めど、市長のほうからも、一日も早くというお言葉いただきましたので、同じ小野の住民としても、一日も早い開通を心より願っております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、11番、牛見議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、14番、清水浩司議員。

〔14番 清水 浩司君 登壇〕

○14番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「自由民主党市政会」の清水浩司でございます。それでは、通告に従って防災対策についてお聞きいたします。

平成27年12月には、豪雨対策で一般質問をしております。このたびは、西日本豪雨災害を受けて、防災について質問させていただきます。

私は、NPO法人防災士であり、また、山口県が実施しております自主防災アドバイザーもしております。ことしの8月18日には、周南市で開催の自主防災アドバイザースキルアップ講習会にも行ってまいりました。

小野地区では、6月17日に山口県の総合防災訓練の一環として、小野小学校において、指定避難所運営訓練を行いました。7月6日には、小野地区に避難指示が発令になり、私も小野地区の防災本部長として、地区一時避難所になっております小野小学校に詰めておりました。また、雨の上がった翌日は、地区を巡回したところ、奥畑地区の林道で20メートルにわたるがけ崩れが発生していることを確認しました。このように、ことしは、全国的に災害が特に多かったように思います。

そこで大事なことは、まず災害の場合は避難です。避難する場合、防府市においては、地区一時避難場所、指定避難所、福祉避難所、このように避難所についてもいろんな言葉があります。

次に、避難の際には、避難準備情報というのがまずあります。その次に、避難準備、高齢者等避難開始ということです。その次が避難勧告、次が避難指示、このように、非常に

防災用語というのは似通った名称が多くてわかりにくい。住民の方がどの程度理解しているかということが非常に疑問に感じます。住民の方に何度も繰り返し徹底させる必要があるように思います。

7月23日の読売新聞の記事には、危険な避難所を現実にとという記事が掲載されていました。この記事の中には、洪水時には使えない小学校に駆け込んだ住民が多数おり、その中に、大雨と地震で避難所が違ふと知らなかったという声があがったという記載がありました。小野地区であれば、現小野小学校は洪水時には使えません。旧小野小学校は高台にあります。早急なる新公民館の移転が望まれます。

次に、平成30年7月11日の読売新聞には、未明の決壊、防災無線聞こえずという大きな見出しが掲載されておりました。私は、アンチ巨人ですが、新聞記事にも違和感を覚えました。記事の内容は、倉敷市は真備町全域に避難勧告、翌日午後1時30分に避難指示を発表、市民へはその都度、エリアメールやサイレンを伴う防災無線で避難を呼びかけたとあります。記事の中では、住民は川の流れる音が激しく内容はほとんど聞き取れなかったと証言、防災無線が聞き取れず、多くの人が逃げおくれたのではと、憤るとなっています。防災無線のあり方が住民に徹底されておらず、また、この記事を見ると、防災無線が聞こえないという人が多いと記載されています。

この記事の中には、一切防災ラジオのことが取り上げられていないのはどうしたことかと思えます。この地区において、防災ラジオは普及していかなかったのではないかと思えます。防災行政無線の役割や普及に努めるべきではないか、記事からすると、マスコミも正しく認識していないように思われます。

次に、避難勧告や避難指示のタイミングについて、7月11日の山口新聞の記事には、倉敷市真備町の避難指示は、決壊把握の4分前、未明発表で逃げおくれ、夜から降り始め、降雨のピークが夜から未明だった。午後10時避難勧告、10時40分大雨特別警報を発表、11時45分、小田川南側に避難指示、午前7時30分、小田川北側に避難指示、1時34分、堤防が決壊、このようになっております。

それから、次ですが、同じくこの倉敷市真備地区において、小田川堤防が決壊しております。平成30年7月11日の読売新聞には、午前0時7分に小田川右岸で越水との緊急メールを確認した。新聞報道によると、高梁川が増水して、支流の小田川にバックウォーター現象が起きたと見られるとあります。テレビの画面などからみると、小田川の河川内に樹木が生い茂り、流れを妨げているように思います。

堤防の決壊は、高い水位が長時間続くことで、堤防内に水が浸透して決壊する、速い水流によって堤防の河川側が侵食して崩壊する、水が堤防を越え、市街地側ののり面が削ら

れ崩壊する、このような堤防の決壊の原因があります。

次に、気象庁の大雨予測情報とダム放流の連動はどうなっているかについて御説明します。

7月24日、読売新聞の記事によりますと、ダムでは防災は限界である。3,700トン1秒間当たり、愛媛県大洲市にある鹿野川ダム、3,700トンの水が膨れ上がると、20キロ下流に位置する国土交通省大洲河川国道事務所監視モニターから表示されたダムからの放水量に阿部勝義副所長は衝撃を受けた。流入量と同じ量が、洪水時同じ量が放水するよう、洪水時防災操作が始まっていた。ダムから流れる水は、途中から支流の水が加わり、市街地に着くまでに1.5倍に膨れ上がる。現在の堤防で耐えられるのは、3,000トンパーセック、氾濫するのは明らかだったと書いてあります。そうなると、気象レーダーよりも早く事前にダムの放流をしておけば、今回のようなことは起きないと考えます。

西日本豪雨で最も降水量が多かったのは高知県です。ところが、被害が少なかったのは、過去に土砂災害で被害を受けてきたため、大雨時の排水能力の向上や河川の改修など、治水対策に長年取り組んできたとあります。高知市内を流れる鏡川の上流にある鏡ダムでは、大雨時に鏡川が氾濫しないように放水量を調整しているとあります。鏡川ダムではゲートの開閉をコンピュータから手動に変更し、下流の水位と降雨量の数値を見きわめながら、人間の判断で数センチのレベルでゲートの開閉を行い、寸前のところで氾濫を防いだとあります。

そこでお聞きいたします。まず、1、防災用語を市民に理解していただくための方策はどのようなことをしているかお聞きします。質問2、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送が聞こえないという人が多いが、緊急告知防災ラジオの役割を伝え、その普及にもっと努めるべきではないでしょうか。3番目、避難勧告や避難指示の発令のタイミングはどのようになっているのでしょうか。4番目、倉敷市の小田川堤防の決壊のメカニズムは把握しておられますか。5番目、気象庁の大雨予測情報とダム放流の連動はどうなっておりますか。

以上、5点についてお聞きいたします。

○議長（松村 学君） 14番、清水浩司議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） まず、7月の西日本豪雨災害、そして、このたびの台風21号、そして、北海道の地震と、本当に多くの皆様方が災害でお亡くなりになっていらっしゃいます。改めまして、お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

ます。一日も早い復旧、そして、復興をお祈り申し上げたいと思っております。

それでは、清水議員の防災対策の御質問のうち、私からは1点目から3点目までについてお答えをいたします。

防災士であります清水議員におかれましては、地元の小野地域において、毎年地域を挙げての防災訓練やこのたびの7月豪雨における避難所の運営など、先頭に立って防災対応に御尽力いただいていることに対しまして、まずもって感謝を申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

さて、1点目の防災用語を市民に理解していただくための方策についてのお尋ねでございます。

議員御案内のとおり、防災用語には、市民の皆様が容易に理解できない用語や、災害の危険度のレベルがわかりにくい用語が多くございます。避難勧告を例にとりますと、この意味は、避難のための立ち退きを勧告することです。指定緊急避難場所などのような近隣の安全な建物等への避難だけではなく、垂直避難などのような屋内での安全確保も、避難勧告が促す避難行動とされております。この例を一つとっても、情報の受け手側である市民の皆様が、言葉の意味を理解されていることが早い段階での避難行動などにつながっていくものと考えます。

本市では、これまで市広報における防災特集をはじめ、防災出前講座や防災出前授業、自主防災組織リーダー研修等において、防災知識の普及啓発を行ってまいりました。防災用語を理解していただき、防災・減災に関する正しい知識を持っていただくことは、自分の命は自分で守る自助や、助け合いの中で地域を守る共助につながり、ひいては、災害による被害を最小限にとどめることにつながっていくと考えますので、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ってまいります。

次に、2点目の防災行政無線の屋外スピーカーからの放送が聞こえないという人が多い、緊急告知防災ラジオの役割を伝え、その普及に努めるべきではないかについてでございます。

本市では、屋外スピーカーを使用した緊急放送時には、サイレンを吹鳴し、音声放送を行っているところですが、天候や立地条件により音声聞こえにくい場合があります。この対策といたしまして、議員御提案のとおり、株式会社ぷらざFMと山口ケーブルビジョン株式会社の御協力により、平成23年4月に緊急告知防災ラジオを導入しております。

この防災ラジオは、災害時などに市から防災行政無線で防災情報などを放送した際、ラジオが自動起動し、その内容を最大音量で放送するもので、いわゆる受信者の状況にかかわらず、情報伝達が可能なプッシュ型の手段でございます。その後も、プッシュ型の手段

として、市メールサービス、緊急速報メールや電話・FAX配信サービスを他市に先駆けて順次導入してまいりました。本市といたしましては、多様な情報伝達手段を用いて、防災情報等の伝達を行うことで、市民の皆様それぞれの実情に合った入手手段を選択していただき、確実に情報を受け取っていただけるよう、引き続き、さまざまな機会を通じて、防災ラジオのみならず、各種情報伝達手段の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の避難勧告や避難指示の発令のタイミングについてでございます。

本市では、内閣府が示しています避難勧告等に関するガイドラインを参考に、災害事象に応じた避難勧告等の発令基準などを示した避難勧告等判断基準・伝達マニュアルを策定しております。具体的な運用で申しますと、このたびの7月豪雨においては、7月6日午前8時45分、山口県土砂災害警戒情報が発表され、午前10時時点、市内全域で土砂災害降雨危険度レベル2が示される状況でした。一方で、過去の災害発生状況から決定される土砂災害発生の目安とされる基準線への到達は、予測されていませんでした。また、水位周知河川である柳川では、水防団の出動目安となる氾濫注意水位を超えたところございました。

このような状況下において、6月末からの降雨続きのため、土壌雨量がたまっていたこと、また、夕方から雨足が強くなるとの予報があったことなどから、早目に避難勧告を発令する必要があると判断し、午前10時30分、11地域117自治会に避難勧告を発令したところでございます。

その後、土砂災害降雨危険度レベルが2からレベル3へ上がり、土砂災害の危険度が増したため、孤立の可能性のある地区などに対して、午後4時30分避難指示を発令いたしました。

これら避難勧告等の発令のタイミングについての市の基本的な考え方としては、各種防災気象情報や市民からの通報、市・消防職員等による巡視情報をもとに、災害事象ごとの基準や今後の気象予測などを参考に、総合的に判断して避難勧告等を発令することとしております。

あわせて避難の準備や避難場所への移動に要する時間を考慮し、可能な限り、早目の発動に心がけておりますが、夜間、早朝に避難行動が想定される場合には、その前の夕刻時点において、避難準備、高齢者等避難開始等を発令することとしております。加えて、状況が急変し、災害が切迫した場合には、昼夜を問わず避難勧告または避難指示を発令することとしております。

なお、本市では、避難勧告等の発令対象地区については、災害想定区域をもとに、災害

発生のおそれのある地域に対して発令いたしますが、原則として、発令対象地区がわかりやすいように、単位自治会ごとに発令することとしております。

最後に、防災対策については、これで十分、万全ということはありません。このたびの7月豪雨における災害対応で明らかになった課題については、速やかにマニュアル等を見直すなどし、本市の防災対策の充実、強化に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後とも引き続き、本市の防災行政に対し、御理解、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

残りにつきましては、担当部長から御答弁させていただきます。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 私からは4点目、5点目の御質問にお答えいたします。

まず、4点目の倉敷市の小田川堤防決壊のメカニズムは把握しているのかについての御質問でございます。

議員御案内のとおり、7月7日に、高梁川支流小田川沿川の倉敷市真備町で、堤防の決壊により、浸水面積が約1,200ヘクタールとなる甚大な被害が発生いたしました。その後、国土交通省中国地方整備局においては、堤防の決壊から3日後の7月10日に堤防決壊の要因分析、堤防復旧工法を検討することを目的した高梁川水系小田川堤防調査委員会が設置され、現在検証が行われていると伺っております。市といたしましても、今後この検証内容を注視してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の気象庁の大雨予測情報とダム放流の連動はどうなっているかについての御質問でございます。

佐波川の上流には、国土交通省管理の島地川ダム、山口県管理の佐波川ダムがございます。まず、島地川ダムでございますが、このダムは、洪水対策用のゲートを持たず、ダムにあいた穴による自然調節方式となっており、ダムの構造上、洪水時に人為的な放流操作はできないようでございます。したがって、大雨等で水位が急上昇し、下流に急激な水位の上昇が予想されるときには、関係機関への通知、警報所及び警報車にて一般の方々への周知を行うとお聞きしております。また、気象庁の大雨予測情報は、放流と直接的な連動はございませんが、業務の参考にされているようでございます。

次に、佐波川ダムでございますが、ダムの放流量は、ダムへの流入量から算出されており、洪水時には、ダムに流れ込む水の一部をダムにため、流入量よりも少ない量を放流することで、ダム下流河川の水位を低下させておられます。気象庁の大雨予測情報につきましては、島地川ダム同様に、放流と直接的な連動はございませんが、業務の参考にされて

いるようでございます。

また、佐波川の堤防は、毎秒何トンまで耐えられるのかとの御質問でございますが、佐波川水系河川整備計画によりますと、新橋地点での流量は、毎秒2,100トンと伺っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 14番、清水浩司議員。

○14番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。

防災ラジオについて、先般、高砂議員からも御質問がありましたけど、ちょっと確認いたします。

台数については、防府市内で8,791台、それから、無償が5,557台というふうにお聞きしておりますが、まだまだ台数が足りないように思います。これについては、金額と、それから、補助金等がありましたら教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、御質問にお答えします。

緊急告知防災ラジオは、まず、防災危機管理課と障害福祉課の窓口、それから、各公民館でも申込受付を行っております。ラジオは1台2,000円ということで御負担をいただいておりますが、障害者手帳の交付を受けられた障害者がおられる世帯、もしくは要介護1以上の認定を受けられた在宅生活者がおられる世帯、または75歳以上の方のみで構成された世帯、これらにつきましては無料で配布しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 14番、清水浩司議員。

○14番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。もっと防災ラジオが普及することを願っております。

それから、先ほど小田川の検証ということが御答弁いただきましたが、この検証というのは早急に、今から台風シーズンを迎えて、まだまだ大雨のおそれがありますが、早急に検証がどうか、原因を知りたいと思うんですが、この検証はいつごろになるんでしょうか、お聞きします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

国土交通省のほうにお聞きをしたところ、年末には報告書ができる見込みというふうに伺っております。なお、委員会の議事概要は、国土交通省中国地方整備局のホームページにて随時公表されるということでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 14番、清水浩司議員。

○14番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。早急なる検証の結果が出ることを期待しております。

もう一つ質問させていただきます。先ほどの防災行政無線には、サイレンの後に放送があるということで御説明いただきましたが、実は、佐波川には、佐波川のダムの放流のときのサイレンと、この防災行政無線、これが同じサイレンで、非常に紛らわしい。特に、こちらの市街地にお住まいの方は御存じない方も多いかと思うんですが、小野、右田、玉祖、あるいは対岸の佐波、華城、西浦、この6地区については御存じの方もいらっしゃると思うんですが、この佐波川の放流のときにも実はサイレンが鳴るんです。このサイレンが防災行政無線のサイレンと非常に紛らわしいと思っているんですが、その辺のことについても周知徹底する必要があるように思うんですが、この佐波川の放流のサイレンのパターンと、今の防災行政無線のサイレンがこのように違うということが明確なわかりやすい御説明があればお願いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それではお答えします。

今、話題となっております防災行政無線、避難勧告や避難指示を出しておりますが、その際には、まずサイレンを10秒ほど吹鳴いたします。それから、1秒休みまして、また10秒ということで、5回繰り返しております。こういう短いスパンでのサイレンの後に、サイレンというか警告の後に、音声で御案内、ガイダンスをしております。

それから、佐波川ダムの放流のときの吹鳴のパターンでございますが、まず、サイレンが80秒鳴ります。その後、10秒休止して、3回繰り返すというふうに聞いております。かなり市の防災行政無線に比べまして、大変長い間ずっとサイレンが鳴ります。それから、市街地の天候等にかかわらず、晴天の場合でも放流する場合がありますので、天気がいい、防災対応等でない場合でも、長いサイレンが鳴る場合は、佐波川の放水というものも想定していただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 14番、清水浩司議員。

○14番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。私も佐波川から100メートルのところに住んでおりますが、サイレンは鳴っているけど、基本的には、佐波川の放水のときには、天気のいいときに鳴ります。そういった意味で捉えておりますけど、ただし、これも今御説明あったように、わかりにくい。同じサイレンで、音と一緒にですから、例え

ば、消防車と救急車じゃないですけど、サイレンとピーポーピーポーというのは明らかにわかるんですが、これが両方が同じようなサイレンがあれば非常にわかりにくいんです。この辺のことももっと住民の方に周知徹底する必要があるように思います。

最後に要望して終わりたいと思いますが、7月20日の読売新聞の記事では、肱川の放流時に放流を告げる防災行政無線が聞こえないという記事が掲載されていた。このように、新聞社でも防災無線とダムの放流のサイレンを混同しているわけです。そしたら、一般住民というのは、もう混同するのはこれ当たり前に思います。そういった意味でも、もっと今申しあげましたように、今後周知徹底することをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、14番、清水浩司議員の質問を終わります。

少し早いですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 0時58分 開議

○副議長（橋本龍太郎君） それでは、少し早いですが、皆さんお揃いですので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所要のため、副議長の私がかわって議事の進行を務めさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、16番、和田議員。

〔16番 和田 敏明君 登壇〕

○16番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。通告に従いまして、1点目に防災について、2点目に総合交通について、以上2点についてお伺いいたします。

まず、防災についてですが、この7月にも豪雨により多くの地域で河川の氾濫や浸水、土砂災害などが発生し、数多くの尊い命が奪われました。また、その後も台風や地震による被害が相次いでおります。犠牲になられた方々に対し、謹んで弔意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本市においても、いつやってくるかわからない災害に対し、できる限りの備えが必要だと思いますので、この7月に発令された避難勧告について何点かお尋ねいたします。

まず、避難勧告の発令のあり方についてお尋ねいたします。

防府市においても7月6日、午前10時30分に山沿いの小野、右田、牟礼地区などの市内の山沿いの地区は、ほぼ全域に避難勧告が発令されております。この避難勧告の理由としては土砂災害の危険性が高くなっているとのことでした。

そこで、アとして、この避難勧告の発令方法についてお尋ねいたします。

避難勧告が発令されたことは、私は携帯電話のメールで知りましたが、なぜ自動的に受信できるエリアメールを使用されなかったのでしょうかとお聞きしたかったのですが、先日の高砂議員の一般質問で、文字数の制限に引っかかり配信できなかったとの答弁でした。この理由について、大変驚きました。そんなことは最初からわかっていたことではないでしょうか。

また、これまでと同様に雨の中、広報車のマイクで何を言っているかわからないという広報がなされていました。毎回、同様な伝達方法を繰り返されておりますが、これで本当に災害から市民を守れるのでしょうか。

これからは一つの例として玉祖地区を対象にお聞きしたいと思います。市から発令された避難勧告の対象地域は玉祖地域全体となっていました。玉祖地区指定避難所は、玉祖小学校、玉祖福祉センターと指定されております。私は、土砂災害警戒区域のある自由ヶ丘に居住しているのですが、まず疑問に思ったことは地域全体に発令しなければならないほどの状態にあるのに、なぜハザードマップにある土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにはもっと早い時間に発令されなかったのでしょうか。なぜ地域全体と同時に発令されたのでしょうか。ハザードマップに定められているレッドゾーンや土砂災害警戒区域は、行政が危険な区域を定めてあげたので、あとは各自治の責任において対応してくださいということなのではないでしょうか。ましてやレッドゾーンに居住されている方々には電話なりで避難を呼びかける必要があるのではないのでしょうか。また、この全域の中には、あえて山に近い指定避難所に行くよりも自宅にいたほうがよほど安全な地区が多数ありますが、なぜ避難勧告は地域全体に発令されたのでしょうか。

ある住民の方からお聞きしたのですが、前に述べたことを思われたらしく、市に電話をしたところ、災害本部に電話を回され事情をお話しし、対処法をお聞きしたところ、それはケース・バイ・ケースで考えてくださいとの回答だったとびっくりされておりました。

次に、イとして、ハザードマップの周知についてお尋ねいたします。

本市においても土砂災害編、佐波川洪水編、高潮編などのハザードマップが全戸に配布されております。このハザードマップを理解されている、あるいは認識されている市民の方々はどのくらいおられるのか、調査されたことはあるのでしょうか。県が、国がつくれといたからつくり、市民に配布をしておりますではなく、犠牲者は誰なのかということを中心に市民の協力を得ながら、市として市民の生命と財産を守っていくべきではないでしょうか。

これまで市から災害に対する対処方法など、細部について各自治会ごとの説明会が開催されているのであれば、それなりの対処はできるのではないかと思います。市は実際に

年にどれくらいの説明会を開催されているのか、以前にもお聞きしたと思います。私なりにいろいろな人にお聞きしますが、そんな説明会はあったことがないと言われておりました。その説明会の規模はどの程度で行われているのでしょうか。

また、避難勧告を発令し、指定避難所である玉祖小学校及び玉祖福祉センターには何人の人が、また地域全体の割合にしてはどのくらいの人が避難されたのでしょうか。指定避難所である玉祖小学校及び玉祖福祉センターに地域の方全員が避難された場合、対応できるだけのキャパはあるのでしょうか。もし、不足しているのであればどうして地域の方全員が避難できない指定避難場所を定め、地域全体に避難勧告を発令されたのでしょうか。

2点目に、指定避難所となっている学校のあり方についてお尋ねいたします。

当日、避難勧告が10時30分に出されていたにもかかわらず、指定避難所に指定されている玉祖小学校に登校した児童の保護者に対し、12時17分に学校まで児童を迎えに来るようにメールが出されていますが、避難勧告との整合性はどのようなのでしょうか。

私は、玉祖地区に居住しておりますので、玉祖小学校の状況は確認できましたが、聞くところによると複数の学校でも同様なメールが配信されているということでした。学校は、避難勧告の発令に従い、全校児童を学校に退避させておくべきではなかったのでしょうか。今回の雨により何もなかったからよかったのですが、このことはさきの東北震災のときと同様なことをされているが、このようなことにより、どれだけの犠牲者が出たのか、いまだ理解されていない現状があるということに大いに疑問を感じております。教育委員会においては、防災に対しどのように考えておられるのでしょうか。

最後になりますが、災害から身を守るには自分の身は自分で守る自助、そのためにはまずは逃げるということ、このことが大原則であり、余裕があれば共助も大変重要なことであると思います。

また、行政の力には限界があるということは、私は認識していますが、さて、このことをどのくらいの市民の方が認識されていると思われているのでしょうか。

以上、3点について執行部の見解をお尋ねいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 16番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問のうち、私からは2点目の指定避難所となっている学校のあり方についてお答えをいたします。

避難勧告が発令された場合に、防府市内の学校におきましては、児童・生徒を早めに下校させるか、学校に待機させるかなどといった最終的な判断は学校と教育委員会とが連絡を取り合いますが、最終的には各学校の校長が行うこととしております。これは、特に大

雨などの際は各地域で状況が異なるため、学校ごとの判断が必要との考えによるものでございます。

このため、7月6日に避難勧告が発令された際には、下校時間帯の雨の状況から帰宅が可能であると判断し、保護者への引き渡しや一斉下校などの対応を行ったものでございますが、議員御指摘のように避難勧告発令中には下校させずに学校にとどまらせる判断も状況によっては必要であろうと考えております。

教育委員会といたしましては、避難勧告等の発令時においては、各学校で適切な判断ができるよう、避難勧告などの際の学校における対応に関する研修など、市と一体となって実施したいと考えておりまして、各校区における地域の特性や実情を踏まえた上で児童・生徒の安全を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問のうち、私からは1点目の避難勧告の発令のあり方についてと3点目の自助・共助の考え方についてお答えいたします。

まず、1点目の避難勧告発令のあり方についてでございます。

先ほど、清水議員に御答弁いたしました内容と重複いたしますが、避難勧告等の発令方法についての市の基本的な考え方といたしましては、各種防災気象情報や市民の方々からの通報、市・消防職員等による巡視情報をもとに災害事象ごとの基準や今後の気象予測などを参考に、総合的に判断をして避難勧告等を発令することといたしております。

あわせて、避難の準備や避難場所への移動に要する時間を考慮し、可能な限り早めの発令に心がけておりますが、夜間・早朝等に避難行動が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始などを発令することといたしております。加えて、状況が急変し災害が切迫した場合には、昼夜を問わず避難勧告または避難指示（緊急）を発令することといたしております。

また、本市では避難勧告等の発令対象地区につきましては、災害想定区域をもとに災害発生のおそれのある地域に対しまして発令をいたしております。原則として、発令対象地区がわかりやすいように単位自治会ごとに発令するといたしております。

なお、このたびの7月豪雨における災害対応で明らかになりました課題につきましては、速やかにマニュアル等を見直すなどして本市の防災対応の充実・強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、ハザードマップの周知でございます。

ハザードマップ、いわゆる防災マップにつきましては、防災出前講座や防災出前授業な

どにおいてその見方等についての講習を行っており、今後一層の活用促進を図られるよう努めてまいります。

次に、3点目の自助・共助についてでございます。

議員御案内のとおり、防災の基本は自分の身は自分の努力で守る自助であり、その自助に日ごろから顔を合わせておられる地域の人々が互いに協力し合いながら防災活動に取り組む共助が加わることで、地域の防災力が高まっていくと思われまます。

また、行政が担う総合的な防災対策などの公助には、議員御指摘のとおり限界がありますことから、自助、共助と公助とがバランスのとれた連携を図り、効果的に機能をすれば災害被害を減らすことが可能だと考えております。

なお、市民の防災意識につきましては、地区住民が協力して防災活動を行う組織である自主防災組織の組織率で見ますと、平成20年度末が31.5%、平成29年度末が74.1%となっており、42.6ポイント増えていることから、平成21年豪雨災害当時から比べると全体としては市民の防災意識は向上しているのではないかと感じております。とはいえ、地域によってはいまだ意識の差がございますので、今後とも引き続き、防災意識の高揚や地域防災力の向上に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきます。

ここでおさらいのために、あえてお聞きいたしますが、避難勧告とはどういう趣旨から発令されるのかお伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

避難勧告の意味は、避難のための立ち退きを勧告するという意味でございます。指定緊急避難場所のような近隣の安全な建物等への避難ということを促すとともに、垂直避難など、屋内の安全確保も避難勧告を促す避難行動というふうに位置づけられております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 基本的には人的被害が発生する可能性が高まった場合に、避難のために速やかに立ち退くように勧め、促すことだと思うんですが、ちょっとまたこのことをしっかり入れていただいて、今から幾つか再質問をさせていただきます。

私は驚いたんですが、エリアメールが文字制限に引っかかったということですが、今回は本当に何もなかったからよかったようなものの、こんなことはあり得るんでしょうか。文字制限数は200文字までということですが、それならば200文字内に収まる範囲の言葉を当てはめれば済むのではないかと思うんですが、緊急時のときにメールをだらだらと長文で打って、それを見てくださいというのはそっちのほうが難しいような気がするんですが、まずお聞きしたいのは、200文字を超える長文というのはどういったものを打つ予定だったんですか、お聞きします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、少し詳しく御説明いたします。

災害発生予測される場合に、今議会でも述べておりますが、プッシュ型、プル型、さまざまな災害情報の提供というのに市は努めております。

まず、音声メール、言葉で、音で伝えるものとしたしまして防災行政無線、戸別受信機、防災ラジオ、それからテレホンサービスがございますが、これらは一つの放送卓で音声を入力いたしまして同時に4つが動き出すということで、こういうやり方しております。なぜかと申しますと、少しでも早く市民の皆様方にお伝えしたいということでこういうシステムをとっております。

それから、もう一つ今度は文字データといたしまして、今、お話が出ておりますエリアメール、それから市の防災メール、それから電話・FAXサービス、それからホームページ、こういったものへの文字情報もこれも1台のデータベースから一斉に送信することといたしております。その中で、この仕組みをつくった際に、エリアメールの文字制限というのがあるということをして失念いたしておりましたので、この一斉送信の中に入ってしまったことにより、今回の避難勧告につきましたの文字数が200文字を超えたことでエリアメールだけが届かなかったということがございます。これは本当にまことに申しわけない、反省すべきことだと、大きな課題だと思っております。

先ほども申しましたように、今後の課題を解決するために、例えば、今このシステムの中からエリアメールに届く動線ラインだけを切り離しまして、エリアメールにつきましたは職員数を倍増させて別に、先ほど議員がおっしゃいましたが、表現を変えまして200文字に入るような勧告の仕方というか、エリアメールでのお伝えの仕方というものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 文字制限に引っかかって配信ができなかったときに、すぐ入

れる文字を切りかえて、すぐ送信するということは不可能だったのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

そのデータベースからエリアメールへの持っていく仕組みをあらかじめ切り離して分離しておけば、それは可能だったと思います。ただ、今回はそれにこちらが配慮が足らなかったのもそのままのシステムで打っておりますので、そこをはじかれたというふうに考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 今から考えていくということなのですが、今、エリアメールを流さないといけない状況になったとしたら、例えばゲリラ豪雨が降ってしまったとかいう状況になった場合は、今、何も打てないということなのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

その状況を聞きましたので、すぐにもう対応をしております、今、この瞬間でしたらエリアメールは別のルートで流すことは可能です。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 時間に限りもございますので、次の再質問に移りたいと思います。

このたび、同報系防災行政無線は利活用されたのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 先ほど申しましたように、音声によるデータということで同報系行政無線には放送卓からそのままつながっておりますので活用しております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 防災に対しては、市民の方々の生命がかかっていますので、以後気をつけますとか、間違えましては、最悪の場合手おくれとなる場合も考えられます。いま一度気を引き締めていただいて対応していただきたいのですが、次に、ハザードマップに示されている市内各所にあるレッドゾーンに居住されている方々のお名前や電話番号などは把握されているのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

お名前、住所等はこちらの避難勧告等で使う情報としてはつかんでおりません。ただ、平成25年と平成28年にレッドゾーンの指定が県からなされた際に、皆様に御案内を申し上げまして説明会を開催しています。そのためのデータベースは恐らくあったと思います。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） ちょっと戻るようになるかもしれませんが、広報車であったり、先ほどの防災行政無線等々は聞こえないという声が非常に多い中で、こういったことを把握されていなければ、本当に細かいところまで一人ひとりの命は救えないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

おっしゃるとおりだと思います。今、午前中の清水議員の質問にもございましたが、豪雨時には防災行政無線が十分に聞こえない、あるいは広報車が聞こえない場合もございますので、それにかわるアイテムといたしまして、ラジオであったりメールであったり、ファクス、電話、テレホンサービスであったり、あるいはその災害弱者と呼ばれる高齢者の方、障害者の方にプッシュ型のサービスを行っていますが、こういったものを普及、啓発していきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 少しレッドゾーンについてですが、今回、いわゆる避難勧告が出されて早めに対応されたということですが、本来であればレッドゾーン、イエローゾーンと順次に流して、いわゆる雨の状況とかそういった状況の中で順次流していくのがふさわしいのではないかと思うんですが、先ほども言いましたように非常に安全な地域にも流れているわけです。そこが指定避難所に行った場合は、指定避難所のほうが土砂災害の場合は危険ではないかというふうに思うんですが、それを勘違いして行かれた場合に、そこで責任をとるということは非常に大変なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、レッドゾーンとイエローゾーン、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域でございますが、このイエローゾーンと比べてレッドゾーンだから土砂災害が発生する可能性が高いとか、発生のタイミングが早いというわけではございません。そこは御理解いただけたらと思います。

その上で、今、自治会ごとに私のほうから発令をしましたという報告をいたしました。今、これは防府市の場合は、平成21年の豪雨災害を踏まえまして、他市よりもきめ細やかにエリアを指定して出しているつもりなんです。このたびの豪雨災害の場合には土砂災害の5キロメッシュというマップの中に5キロ四方の枠の中でそこに自治会がかかっている、あるいは自治会がかかる可能性がある場合には、その自治会を広めに出しているのは事実でございます。そのために、例えば佐波川の河口の玉祖地区でいいますと小島地区とか川開作地区あたりは線路より南側の地域にはそういう土砂災害のエリアはございませんが、線路より北の部分にそちらの土砂災害の可能性があるとメッシュの中に入っていましたので、ここの自治会も一緒に出したわけなんです。今後このような出し方についてはもう一度マニュアル等を見直しをして、さらにいい方法がないかということをやちょっと考えていきたいと思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

今、お名前や電話番号などは今のところはつかんでいないということなんです。今回、非常に早い対応で避難勧告を発令されておりますが、せっかく早く動いてもきちんとその部分ができていなかったら、最終的にはおくらせてしまうと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えします。

今回、過去の反省も踏まえ早めに出したつもりではございます。とはいえ、今、議員御指摘のように、徹底されなければ意味はございません。今回のをしっかりと検証しながら先ほど答弁申し上げましたけども、万全ということはございませんけれども、少しでもよりよい体制をとれるように努力していきたいと思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に参りますが――再質問のほうです。

今回、避難勧告が発令されたメールには、発令の理由として土砂災害の危険性が高くなっているとのことでした。しかし、翌日の避難勧告を解除されたメールには、土砂災害の危険性だけでなく、新たに河川の氾濫のおそれなくなったとありますが、これはどこの河川のことなのでしょう。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

このときは、牟礼の柳川、馬刀川、これはそういう水位を報告する県の河川となっております。そちらの河川が氾濫ぎりぎりということはないんですが、水防団の待機を超えるようなレベルまでいっておりましたので、牟礼地区の海側、下流側にも避難勧告を出したところでございます。これについての意味というふうに捉えています。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） この河川が氾濫する危険性があるということは、この周辺の地域に住まれておられる方々は把握されておられたのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 牟礼地区につきましては、一応全域避難勧告ということで勧告をいたしております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） わかりました。

それでは、先ほど教育長のほうからの御答弁で、今、各学校の校長先生が決定するということが、学校における対応を今から市と考えていくということですが、基本的に災害にかかわることというのは、災害対策本部が設置されてからの指示というものは、これは学校でとかいうことではなく、全て一本化するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 質問にお答えいたします。

私ども、災害対策本部に詰めておまして、何らかの災害に対する情報が発令された場合、例えば避難指示とか出た場合は、それはやはり万が一学校が授業中で子どもが学校にありましたときは、やはり一番安全な場所といったところ、いわゆる移動させないというのが、そういう本来あるべきそういう取り組みは危機管理マニュアルの中で共通理解をしております。

ただ、今回の場合はそれぞれの学校で判断させていただいたということになります。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 災害対策本部が設置された後に、ここの学校は校長先生、こっこの学校はこっこの校長先生が最終的な決断を下すというのは、これは非常に重たいし、責任がちょっと強過ぎるのではないかと思うんですが、これを一本化しなければ、そもそ

も災害対策本部の意味というものが、役割というのになっていないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 災害対策本部ができて避難勧告が出たという例えで申しますと、そうした勧告が出た場合は必ず子どもを安全にというふうなことが第一義になるかと思えます。その中で、子どもたち、先ほども本答弁で申しましたが、学校にとめ置くという判断もあれば、状況によっては子どもを家庭に引き渡す、そうした引き渡し、さらには一斉下校、そうしたところでやはり状況によってそれぞれの地域で、先ほども総務部の部長さんが述べられたと思えますが、各自治会でも入っている自治会と勧告が出ていない自治会、校区にはありますので、そうしたところでの対応が少し異なってくるとは思います。

この前の7月のその豪雨のときには市の南側の数校は全く避難勧告地域に入っていなかったもので、普通どおり子どもたちは授業をして、そうはいっても気をつけて帰るよということで一斉下校等をとっています、全く対応しなかった学校もございます。ですから、そういった意味で避難勧告が出た場合は一律というわけにはまいらない。ただ、そうしたところでは今後市民の皆様が不安になって、そうしたことが子どもたちの行動に影響を与えてはいけませんので、何らかの私どもとの統一のとれた行動と申しましようか、対応を今後またしっかり検討してまいりたい。そういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 各地域地域で当然状況は違ってくると思いますが、そもそも各学校の校長先生というのは、この防災に対しての指示って、そのような権限をどこまで持っているのかというと、非常に疑問に思うところでありまして、基本的には専門家に委ねることが私は一番じゃないかというふうに思いますが、例えば、平成21年の豪雨土砂災害で、当時、陣頭指揮をとられたOBの方々に例えばアドバイザー等、何らかのお手伝いをしていただいたらどうかと思うんですが、今、防災士も増えてきておりますし、先ほど自主防災組織の状況も非常に上がってきております。これは職員さんが常日ごろから防災に対しての訴えをしっかりやっているからだろうというふうに思いますが、私は経験が一番というふうに思っております。その中で、当時、陣頭指揮をとられた方々というのは非常に貴重な存在なのではないでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

今、議員から御指摘いただきましたけど、平成21年豪雨災害を経験した職員、当然、

今はOBになっている職員もおりますし、現職の職員もおります。これらの職員の持つノウハウであるとか経験というのは大変貴重でございますので、どういうふうな有効活用をしていくかということは、今後の検討課題とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 気象庁の予想では、台風はこれからが本番というふうに言っております。市民の安全を確保するために、積極的に、また今まで以上に各自治会などに出向いて広報活動など取り組んでいただきたいと思います。

これで、この項の質問を終わります。

このまま行きます。

○副議長（橋本龍太郎君） はい。

○16番（和田 敏明君） 続きまして、総合交通についてお尋ねいたします。

まず、交通弱者・交通不便地域の解消について。ここでいう交通弱者とは、自動車中心社会において移動を制約される人、つまり移動制約者、もう一つは交通事故の被害に遭いやすい人という、日本においてはおおむね2つの意味があるそうです。今回は、移動制約者としての交通弱者及び交通不便地域の解消について質問いたします。

さて、この問題については、行政が主導となり多岐にわたる課題の解決に鋭意取り組んでおられることにこの場をお借りしまして感謝申し上げます。しかしながら、全ての課題の解決にはまだまだ至っていない、そして、多くの地域からの要望に答えられていないのが現状ではないかと思えます。行政としても議会、市民、交通事業者などの多様な意見や要望を全て組み入れることは困難と思われまますし、その全てをかなえようと思えば財政的な負担も大きいと思われまます。だからといって、みずからの移動手段を持たない方々をこのまま見過ごすことはできないことは、共通の思いであると確信しております。

そこで、今後、事業を継続し、さらに地域交通網形成の大きな課題の一つでありますデマンドタクシー等導入の地域拡大などを前に進めていく上で、基本に立ち返ってみてはいかがでしょうか。

本市の基本理念は、暮らしと交流を支える持続可能な公共交通であり、市民、交通事業者、行政をはじめとする関係する主体の適切な役割分担のもと、市民の日常生活や観光客などの来訪者の移動を支える持続可能な公共交通の実現を目指すと掲げられております。

私も自分たちが暮らしていくためには、それぞれが適切な役割を果たしていくことが基本かつ重要であろうと思えます。

では、どうすればいいのか。そこで私が考えるに、各地域の生活交通の確立については、役割分担の一つとして各地域にお任せしてはどうでしょうか。一例を挙げれば、現在、小

野地域におかれましては、地域を活性化するための協議会のようなものを設置しておられるのは御存じのことと思います。分野別に委員会を設置し、その中で地域の生活交通の分野もあるそうです。まさに基本理念に沿った進め方ではないかと思います。せっかく市内にもすばらしいモデルがあるわけですから、同様の協議会の設置を各地域に投げかけてはいかがでしょうか。現在のように行政が各地域に出回り、呼びかけ、お伺いを立てるのではなく、地域のまとまった意見を吸い上げるような形にしてはどうでしょうか。そこに行政として何ができるかを検討していただき、できる範囲のものを照らし合わせ、また、交通事業者の方々とは、地域と行政のまとまった意見を持って協議を進められてはいかがでしょうか。

次に、寄附金制度の利活用について、お尋ねいたします。

私が特に問題視していることは財政面ですが、現在、本市においては多くの地方自治体と同様に若者の地元離れが進んでいると思います。私は、自分の親が交通弱者となってしまった場合、その子どもが親を支えていくことが本来の姿ではないかと思っております。しかしながら、子どもの人生は子どものためにあるわけですから、子どもが夢を持ち、防府から出て行くことを制止することはできません。そこで、私が思うには、故郷を離れられた子どもさんの中には、御高齢になり自由に身動きができず、不便な状況にある親を何とか助けてあげたいと思われているが、その術がない、あるいはその術を探している方々もおられるのではないのでしょうか。

そこで、ふるさと寄附金制度のふるさとチョイスを活用することはできないのでしょうか。もちろん自分の親を助けるためですから、寄附金に対する返礼品などは必要とは思いません。例えば、新たな交通体系が確立されるなど、状況が変わった場合には状況報告書を送ってあげてはどうかと思いますが、若者離れが多い自治体ほど有効な納税方法ではないかと思いますし、また、本来あるべきふるさと寄附金制度のあり方ではないのでしょうか。

次に、デマンドタクシー等導入の地域拡大などについてお尋ねいたします。

これまで行政としても進めたいが、財政負担等を鑑みると二の足を踏んでおられるのが現状ではないのでしょうか。

そこで、主に地域の出身、あるいは地域にお住まいの経営者、地域に事業所を置く企業や店舗、その限りではありませんが、を中心に出資を打診し、宣伝広告料を月ごとに更新、徴収するかわりに、例えば車体にステッカー等を張る、車内には企業PR用のパンフレットを置く、また、車内ガイダンス、地域回覧板の活用など事業者等の宣伝広告となり得る措置をとるなどの工夫をされてはいかがでしょうか。

効果といたしましては、企業等としても宣伝広告としての活用であれば必要経費となり

ます。また、自治区に利活用できる機関があり、自分たちの地域を助けてくれていると知ること、地域が関係企業等を優先活用してくれるのではないのでしょうか。次に、地元経営者や地元企業が地域にとって誇れる存在となれば、地元へ残って就職することも期待できるのではないのでしょうか。行政としまして、まずお金があれば広い視野で考えていくきっかけとなり得るのではないのでしょうか。次に、企業等のバックアップにより行政赤字が軽減、あるいは解消される。次に、財政ありきではなく、利用者の利便性を優先できる要素となるのではないのでしょうか。以上のようなことが考えられるのではないのでしょうか。

次に、離島航路についてお伺いいたします。

現在、離島航路の運営は大変厳しい状況にあります。今後、赤字を解消していくに当たり見込める収益の対象としては、釣り客による収入が主になることは明白ではないのでしょうか。そこで、以前から釣り客を増やすために、現在、三田尻港発の午前中の便を早めることはできないか調査してほしいとお願いしてまいりました。

しかしながら、先月の総合交通体系調査特別委員会の中でお伺いしたところ、池田市長より野島の定期船は島民のためにあるもので、学校の始業との調整もあり、釣り客中心に運航ダイヤを変更することはできないとの回答でした。

私は島民や学校、生徒さんや保護者の方々の御意見を無視して進めてくれとは一言も言っておりません。島民の生活や野島に通われる生徒さんだけではなく、毎日のように港まで送迎される保護者の方々などの基本的なことはしっかりと考慮した上で、離島航路を持続していくためにもみんなが知恵を出し合い可能な努力は力を合わせてやっていきませんかと言っているわけです。そのために離島航路の収益を上げたいのであれば、現在のダイヤが本当にベターなのか調査した上で変更を考えていただけませんかでしょうか。いま一度お伺いいたします。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員からの総合交通に関する4点の御質問にお答えいたします。

本市では、本年3月に策定いたしました防府市地域公共交通網形成計画に基づき、今年度からバス路線の再編や地域の実情に応じた公共交通サービスの検討など、具体的な取り組みを進めているところでございます。

1点目の交通弱者・交通不便地域の解消についてのお尋ねでございます。

議員御案内のとおり、小野地域では小野活性化協議会を立ち上げられ地域の公共交通の

あり方に関して主体的な協議をされておられます。また、玉祖地域並びに西浦、華城地域におきましては、バス路線の再編に向け、関係自治会長をはじめ地域の皆様に御参集いただき、地域公共交通懇話会を開催しており、多くの建設的な御意見をいただいているところでございます。

このように地域の皆様に公共交通の今後について、真剣に御協議いただけることは地方自治のあるべき姿であると考えております。地域の皆様に対し、道路運送関係法令や公共交通の実情などの公共交通に関する情報の提供をしっかりと行い、各地域に活性化協議会など、地域の主体性を生かした話し合いの場を持っていただくことを提案してまいりたいと考えています。

次に、2点目の寄附金制度の利活用についてのお尋ねでございます。

ふるさと寄附金制度は、ふるさとを応援したいという思いを寄附という形にして届けていただくものと認識しており、本市ではこれまで指定寄附として明治維新150年に向けた観光振興、道の駅「潮彩市場防府」における産業振興と地域活性化の推進、NPO法人等の支援に活用させていただいております。

議員から御提案のありました交通弱者の移動支援等にふるさと寄附金を活用することにつきましては、財源確保の上での一つの方策であると考えます。一人でも多くの方に防府市を応援したいと思っただけできるよう、ふるさと寄附金のメニューとして参考にさせていただきたいと考えております。

次に、3点目のデマンドタクシー等導入の地域拡大などについてのお尋ねでございます。

デマンドタクシーは、利用者の事前予約に応じ運行するため、効率的な運行が可能な公共交通の一つの形態であり、交通手段に不便をきたしている方を自宅から目的地までドア・ツー・ドアで送迎できるメリットがあります。

しかしながら、このデマンドタクシーの導入に当たっては、国土交通省の運行上の審査基準が路線バス等の路線定期運行との整合性がとられているものとされておりまして、最寄りの幹線バス停等の乗り継ぎ拠点までしか運行できないという制約がございます。

また、運行区域等の計画について、市民や交通事業者、関係機関で構成する法定協議会であります防府市地域公共交通活性化協議会にお諮りし、承認していただく必要もございます。こうしたことを地域の皆様に丁寧に御説明し、御理解をいただきながら協議を進めているところでございます。

議員御提案のとおり、導入地域の拡大に伴い、運行に要する費用も増大いたしますので、財政負担の軽減の観点から、議員から御提案のありましたデマンドタクシー等の車両への広告掲載等につきましても研究を行ってまいりたいと考えています。

最後に、離島航路についてのお尋ねでございます。

野島・三田尻航路は、野島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島民生活において必要不可欠な生活路線であることから、本市といたしましては、航路の運航について本市の第三セクターである有限会社野島海運とともに島民の生活の安定のため、安心・安全な航路の運航を第一に考えて取り組んでいるところでございます。

運航ダイヤの変更についてでございますが、現在の運航ダイヤは平成10年に「ニューのしま」が就航いたしました際、それまで1日3往復の運航であったものを4往復としたときに島民の皆様の御意見をお聞きし、三田尻港、野島港の出発時刻を決定して以来、変更いたしておりません。また、平成28年度に有限会社野島海運が野島・三田尻航路改善計画を策定する過程で行いました島民及び島外からの利用者のアンケートによりますと、島民の78.2%、島外からの利用者の69%が現行ダイヤに満足、やや満足しているとの結果が出ており、その結果を踏まえて現行のダイヤで運航をいたしております。

一方で、近年の航路の利用者数は野島地域の人口減少に伴い、減少傾向を示しております。これからは島外の皆様の利用者増による航路の活性化を図る必要があると考えております。野島海運の経営改善のため、先般の特別委員会で議員からも御提案がありましたが、航路利用者の増につながる運航ダイヤの変更は必要と考えますが、ダイヤ変更には国の認可が必要であり、その認可を受けるに当たっては離島航路の利用者、とりわけ島民の皆様の意見が十分反映されていることが条件とされておりますので、まずは島民の皆様をはじめ、航路の利用者に対する運航ダイヤについてのアンケート調査を実施したいと考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

今、デマンドタクシーとかそういったものを進めていくに当たって、最近ではそういった協議会を持とうという動きがいろんな地域であるみたいですが、その協議会のようなものに行政としてはここまでしかできませんとかそういった説明はきちんとなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

まずは、本答弁でもございましたが、まずは運送法等のいろいろなルールが——デマンドタクシーを運行させる場合にもいろんな制約がございます。その辺は地元の方にまずはそれをよく御説明をして、そこから議論に入っていただいて、まずはそういう入り方をし

ております。それで地域のいろんな利用状況とかを自主的に話していただいて、最初は行政のほうがまとめ役をしておりますが、その先については議員もおっしゃるように地域で主体的に協議をしていただいて、また行政に返していただければ、それがベストではないかと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 基本的にはできないということなんですが、よく中心部まで走らせてくれという話を伺っております。そこでなかなか意見が割れているという話も聞いておりますが、やはりそういった説明がなされていないと協議にならないと思いますので、その辺の周知はしっかりしていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次にふるさと納税のほうですが、これは周知するのが非常に難しいと思います。そこでお伺いいたしますが、教育長、教育部長、どちらでも結構ですが、一番早く周知できるのは私は学校ではないかと思えます。若者がもうまちから離れてしまった後に伝えることは非常に困難と思いますが、学校でそのようなことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） お答えいたします。

税に関する授業ということでは、中学校3年生で公民の中で税に関する学習をしますが、その中にふるさと納税というそうしたものは特筆はございません。ただ、資料集等々で参考という程度にふるさと納税に関する記述があるものもあります。そうしたところで全員にということとはなかなか難しいところではございます。ただ、いわゆる税務署あるいは税理士さん、あるいは法人会の皆様による税の学習、いろんなところで指導に入っているというので、そうした方からも話題の中でふるさとにそういう将来、税を納めてということでお話は、きちっとやれというんじゃなくてしていただく、あるいは話題にすることはできるかと思えます。済みません、その程度でございますが、以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） お知らせはできるんだとは思いますが、例えばきちんとした簡単なマニュアルでいいと思います。そういったものをつくって、例えば生徒さんに配布して家に持ち帰って一緒に見ていただくとか、そういったものの検討は考えていただけるでしょうか、お伺いします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ふるさと防府のためという思いは、私ども、あるいは子ども

もたちも同じと思いますので、そうしたことにつきまして前向きに検討してみたいというふうに思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 和田議員。

○16番（和田 敏明君） 時間がなくなってまいりましたので、最後の質問をします。

市長、離島航路ですが、市民の御意見を聞いてアンケート調査をしていただけるというのですが、これは聞き方によって大きく左右されると思います。今の離島航路のダイヤに78%の方が満足されているかもしれませんが、その方たちは間の1時間が例えばずれたりしたら、それは満足できなくなるのでしょうか。そういったところを伺っていただけるのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） これから調査しますけど、あくまでもニュートラルに質問していきたいと思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 基本的に、今までそれで過ごしてきた方々は変わることは非常に受け入れていただけないかと思いますが、ただ、協力してほしいと熱く訴えれば協力していただけるところもあるんじゃないかと思えます。

まとめますが、総合交通においては、デマンドタクシーにおいても古くからその地域に居住され、今も昔も知り尽くしている方々の知恵や交通事業者、また行政だけではなく議員、いろんな方々の協力がなければ進まないというふうに考えております。ぜひとも地域の意見がまとまったところから、順次スタートしていただきますようよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、16番、和田議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本龍太郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。お疲れさまでした。

午後 2時 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月10日

防府市議会 議長 松 村 学

防府市議会副議長 橋 本 龍太郎

防府市議会 議員 山 田 耕 治

防府市議会 議員 三 原 昭 治

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月10日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員